

平成18年第7回三豊市土地開発公社理事会議事録

日時：平成18年9月25日（月）17：00

場所：三豊市第3庁舎2階委員会室

出席理事 清水 邦夫 坂口 晃一 金丸 勉 眞鍋 昌年
白川 清秀 高木 謙一 佐子 照雄 大西 弘文
丸戸 研二

出席監事 徳永 正 福田 稔

議案日程 議案第1号 三豊市土地開発公社業務方法書の制定について
報告第1号 参考人からの事情聞き取りによる事実確認について
協議第1号 特別監査報告に基づく今後の方針検討について
協議第2号 原下工業団地土壤汚染問題について

事務局：それでは皆様お待たせいたしました、ただ今から、第7回三豊市土地開発公社理事会を開催させていただきます。開会に先立ちまして、本日の理事の出席状況をご報告いたします。白川部長さんが遅れて出席されますので、理事全員出席ということで、従いまして、三豊市土地開発公社定款第15条第2項の規定によりまして会議は成立いたしております。

なお、徳永、福田監事さんにもご出席をいたしております。

本日の理事会につきましては、三豊市土地開発公社定款第15条第1項の規定によりまして、理事長が議長を努めることとなっております。それでは、最初に、清水理事長からごあいさつをお願いいたします。

理事長：それでは、午前中からの多くの公務なり、多くの所用をお持ちであれであったと思いますが、夕刻での理事会の開催のなかで全員ご出席していただきましてありがとうございました。前回白井前理事にも当理事会にも出席していただきまして多くのことをお聞きもしてきました、そのまとめを事務局で大急ぎでてきたところであります。それを本席ご報告かねてまた配布させていただきますが、あわせて先般の理事会の中では当時の理事及び理事会にどのような責任があるのかということについても検討のご指示もいただきました。そういうことで特別監査をいただきました、大枠3つの事項等が本公社にとりまして、一つには公拡法で、一つには本公社の定款に照らし合わせてどうゆうことになるのかということについて、我々なりに検討してきました。そういう検討を進めていきますと、どうしても法律相談に、するということの必要性等もありまして、三豊市は顧問法律事務所、顧問弁護士制度を持っておりまし

て、特別監査をしていただきました会議決断の中身等々含めて我々が持っています、諸々の問題等を通してその主たるものとしては、言いましたように理事及び理事会の責任、旧の理事及び理事会がどのように責任の所在があるのかということで、一つに公拡法の中で設立団体の長は、理事・公社に対して命令等監督することができるというそこのくだりがいったいだれに及ぶのかということも含めて、法律上のあり方ということでも非常にポイントにもなります。後ほどご説明申し上げたいと思いますが、そういうことの作業を進めてきたとあります。そういうことになると、さらに色々な事等が出てきてる訳であります。そういうことについて今日議案とかあるいは先ほど申し上げました、取りまとめ報告そしてまたご協議等がいささかございますので、これから色々とご報告なりご提案を申し上げて理事の皆様のご審議を賜りたいと、それではよろしくお願ひいたします。

事務局：なお本日、本体の録音機の方で録音しておりますので、発言の際は申し訳ありませんがお手元のマイクのスイッチをお入れいただいてお願ひしたいと思います。それでは議長よろしくお願ひします。

議長：それでは定款に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

議事録署名人の選任であります、私の方からご指名をさせていただきます。

本理事会の議事録署名人は、金丸理事さん、白川理事さんの両名にお願いを申し上げます。

それでは、会議に入ります。お手元の議案日程に基づきまして、進めてまいりたいと思います。議案第1号として三豊市土地開発公社業務方法書の制定について事務局より提案させます。

事務局：はい、それでは議案第1号の説明をさせていただきます。2ページでございます。議案第1号、三豊市土地開発公社業務方法書の制定について、三豊市土地開発公社定款第18条の規定により、次のとおり三豊市土地開発公社業務方法書を制定する。次のページをお願いいたします。1条から順次読み上げますので、よろしくお願ひいたします。三豊市土地開発公社業務方法書を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この業務方法書は、三豊市土地開発公社（以下「公社」という。）の業務の執行についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 公社は、その行う業務の公共的重要性に鑑み、設立団体である三豊市と緊密な連携のもとに、能率的かつ効果的に運営するものとする。

(用地の取得)

第3条 三豊市土地開発公社定款第17条に規定する土地（以下「用地」という。）の取得については、当該用地の経済的、社会的条件を考慮して、選定しなければならない。

2 用地の取得にあたっては、「三豊市公共用地の取得に伴う損失補償基準に関する規程（平成18年告示第103号）」に準拠して行うものとする。

(用地の管理)

第4条 用地の管理にあたっては、登記、台帳の整備、境界の明示を行う等、常に善良

な管理者の注意をもってしなければならない。

(用地の譲渡価格)

第5条 用地の譲渡価格は、当該用地の購入価格、取得及び管理（造成を含む。）に要した経費、並びに借入金にかかる利子等の合計額を基準として決定するものとする。

2 当該用地の周辺における公共施設の整備、その他特別の理由がある場合には、前項の規定によるほか、これによる開発利益を考慮して譲渡価格を決定することができる。ここで追加でございます。1枚のペーパーをおくわりしていますが、第3項を追加ということで読み上げさせていただきます。

3 特別の事情がある用地の処分にかかる譲渡価格については、理事会の協議において決定する。

(理事会)

第6条 理事会は、開催日の5日前までに会議の目的事項を示して招集するものとする。

ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(議事録)

第7条 理事会の議事録には、議長及び当該理事会であらかじめ定めた理事が署名するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席理事の氏名

(3) 議事の経過及び議決の結果

(4) その他理事会で必要と認めた事項

(財務及び会計)

第8条 財務及び会計事務の執行にあたっては、財務の状態を常に明らかにするとともに、経理の適正化及び能率的運営に努めなければならない。

2 公社の会計は、地方公営企業会計方式とする。

(雑則)

第9条 この業務方法書に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

以上議案第1号の説明を終わります。よろしくお願いします。

議長：業務方法書を定めることについての理由について事務局から説明にいささか不足しておりますので若干補強しときたいと思いますが、申し上げましたように、定款18条に、本公司は定款18条に、この業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。というのがあります。これは一般に定款のベーシックな部分ですが、かねて肝心なところに諸帳簿等がないという報告を申し上げましたとともに、これまでの土地開発公社定款の制定にあわせて、この種の業務方法書そしてまた業務方法書から出ている諸々の諸規程いわゆる内規ですね、当然に定められているもの内規の中心としては、いわゆる会計基準だろうと思いますが、そういうものが当然に制定されておるものと、今日まで我々は事業の執行もてきておったわけですが更なる点検を進めておりますと、諸々の

諸規程がですねほとんど欠落しているというようなことでありますて、欠落部分につきましてはお許ししていただきましたらどんどん整備をしていきたいと思いますが、いずれにしても業務方法書については最も事務を進めていく基準になる部分でありますので本理事会でご決定を、ご承認をたまわりこれにつきましては、我々が引き継ぎました4月1日からの適用というかたちで業務方法書を運用してまいりたいということでご提案申し上げました。今3項を付け加えたのもそういうことも含めてでありますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。これよろしいですかね。はい、そしたらあと方法書が規定する諸々の諸規程いわゆる内規につきましては、この後ずっと事務方のほうにずっと鋭意していきたい、よろしくお願ひしたい。それでは2つ目に、報告第1号で参考人からの事情聞き取りによる事実確認についてということで、テープお越しができたということありますので事務局より説明いたさせます。

事務局：はい、それではお手元に配布の資料に基づきまして、ご説明・ご報告を申し上げたいと思います。議案書のほうは第6ページでございまして、ご報告を申し上げてあと2件ご協議を申し上げるというスタイルにさせていただいております。7ページ、議案書の7ページをお開き願いたいのですが、資料の1ということで、前回ですね第6回理事会のテープお越しができましたので、ちょっと長いですがお付けをいたしております。これが全文でございます。ただしですね、テープレコーダーの都合によって一部聞き取りにくいところがございます。聞き取りにくいところはですね、推考をやるわけにはいけませんので、バー線で聞き取れないということで省略しておりますんで、ご確認をしていただきたいと思いますが、お手元のほうにですね、白井前高瀬町土地開発公社理事長聞き取り事項の要約という資料をお付けしてあるかと思いますので、これでちょっと確認をさせていただいたらと思います。平成18年第6回理事会H18.9月の16というやつです。これがですね、要約版ということで整理をいたしました。このとおりちょっとと思い出す意味で触れてまいりますが、一番上からです。多数の文書が不存在になっていますが、理事長として承知していましたか、という問い合わせに対して、文書管理については全然タッチしていないので、どうしていたのか分かりません、という回答でございました。それから、[REDACTED]への土地の売り渡し価格について、どのような根拠がありましたか、という問い合わせに対して、用地で約10億かかっている。関連事業で約3億、それと用地以外を合わせて約20億という形になっている。当時でいうと5万という数字が出る。しかし非常に不景気でこの値段では売れない。山本町の金額も聞いた。はじめ4万くらいから提示した。難しい。以前から公共関係のゴミを焼いていた場所で、若干後ろめたい部分もあった。最初は4千m²か5千m²しかいらないということであった。全部を買っていただきたいということで、最終的には2万5千円という単価になった、という回答でございました。それから[REDACTED]の誘致に際し、計100万円を超える接待が行なわれているが、理事長として承知していましたかという問い合わせに対して、滋賀へ4回か5回行った。向こうからも4回か5回来た。そのときに食事をしながら話をした。ただ、事務的には全然把握していないが、最終的には理事長の判断を押したと思う。だいたい11回とすると1回10万円、6・7人が寄るという形で、高いといわれればそうかもしれないが、私としては、企業誘致のためには若干の出費も仕方ないと思っていた、という回答で

す。それから、[REDACTED]のボーリング工事、杭打ち工事については、理事会の手続きが抜けているのではと思われるが、事実はいかがでしたか、という問い合わせに対して、起工式をしたのが17年の11月、穴掘りを始めた段階で焼却灰が出てきて、どうしようかという協議になった。12月末で高瀬町土地開発公社は終わって三豊市土地開発公社になった。大切なことなので前の理事会に諮ってやるべきだったと思うが、事後報告ということで私が判断した。確かに理事会にはかけていない。公社の合併もあってタイミングを見失った、という回答でした。次のページに入りまして、ボーリング工事に168万円、杭打ち工事に1995万円を負担しています。11月14日に土地売買契約を締結した際には、このような文書は残されていません。当然、理事会の承認を得られていないということですが、なぜこのように土地売買契約後において、その負担が発生したのでしょうか、という問い合わせに対して、[REDACTED]が進出している土地は百点満点ではないという感じを持っています。当然、用地買収、企業誘致の話し合いでは、そのことは話をしておりません。埋立地という話はしておりますが、以前ここでゴミを焼いていたということは話していません。高瀬町土地開発公社のときに、百点満点ではないので、単価的にもそういう形で諮ってくれるのであればいいのではないかと、ということについては理事会で話をしている。しかし、皆さんができる形で解釈されたかは分かりませんが、町でしまいをするということを話します。[REDACTED]との話は[REDACTED]を通じて行なっていた。焼却灰については、たぶんいけるのではないかという判断で行なっていた。そういう判断で公社負担ということになりました。私としては、あまり風評が出てはいけないということで、私の判断で行ないました、という回答です。それから設計書を作成せずに、[REDACTED]の見積書によって契約をしていますが、なぜ入札をせず契約をしたのでしょうか、という問い合わせに対しては、工事にもかかっておりましたし、いろいろな要素があって随意契約の形になりました。見積書、設計書とかについては、書類を整えてやるよう指示をしておりましたが、その後の確認まではできていません、という回答です。1995万円の支払いを行なっていますが、竣工届、竣工検査復命書など、この工事の完了を確認した書類が存在しません。どのようにして工事の完了を確認し、工事代金を確定し支払いを行なったのですか、という問い合わせに対しては、この件についてはわかりません、という回答です。次のページですが、有害物質を含む土が出たということは知っていましたか、という問い合わせに対しては、はい、という回答です。それから、分析表では、鉛やダイオキシンが検出されたと報告されていますが、県当局へはどのような対応をしておりましたか、という問い合わせに対して、有害物質が出たという報告はありましたし、現場にも行きました。その後の対応は[REDACTED]の方でということで任せていました。町から県へは報告はしていません。法的な処理をすればクリアできると判断しておりました、という回答です。有害物質を含む土が全量処理されたのか一部だったのかは確認しましたか、という問い合わせに対して、報告の中では一部だということでした、という回答です。それから、[REDACTED]氏と締結した物件移転等補償契約について、この補償物件に関する土地売買は平成9年に行なっていますが、なぜ、用地買収の時点で補償しなかったのですか、という問い合わせに対して、記憶では、土地が売れたときにという話があったと思う。そういう形で宿題として出させていた、という回答でした。それからこの契約書は理

事会の承認を得ておりませんが、理由はなんですか、という問い合わせに対して、以前からの問題については解決しておくように担当者に指示をしました。合併の状況の中での支払いですが、事務処理的には非常に不備があったと反省をしております、という回答です。664万3554円という金額はどのようにして算出したのでしょうか、という問い合わせに対して、細かい数字までは覚えておりませんが、みかんとか桃、栗などの物件があったと思います。写真を撮って残していると思いますが、事務処理については任せていたので記憶にありません、という回答です。代金が現金で支払われていますが、何か特別な理由がありましたか、という問い合わせに対しては、あまり関わっていないので分かりません、という回答です。それから、8年後に契約されていますが、補償物件の位置、数量、単価の正確性について説明できる資料はありますか、という問い合わせに対しては、担当に任せしておりましたので、そこまで把握しておりません、という回答です。それから裏のページですが、[REDACTED]の前の進入路は、実施設計は外注していますが、変更設計と竣工を確認する設計は委託しておりません。どのように出来高を確認されたのでしょうか、という問い合わせに対して、分かりません、という回答です。それから工事費2910万9150円で竣工していますが、実際には291万3156円事業費がオーバーし、理事会には出しておらず、平成17年度に7件に分割し別の名目で支払っていることを承知していますか、という問い合わせに対して、水路とかもろもろの変更が出てオーバーし、変更して新年度で対応したと聞いています。その後の事務処理については記憶がありません、という回答です。この7件、291万3156円を含めて計12件、471万6156円が現金で支出され、請求書、領収書などの証拠書類が存在しませんが、承知しておりますか、という問い合わせに対しては、オーバーした291万3千円については、新年度で処理をするということで、理事会で予算、決算で報告をしたと思っております。その他の支払いについては、全部は分かっていませんが、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の3件については会社の都合で現金が必要と聞いています。その他については、事務処理の話は聞いておりません。最終的には私が決裁を、検査についても2、3ヶ月かかるということで、ひとつひとつ判は押しておりません、そういう回答でした。それからオーバーした291万3156円については、正規の設計書が作成されていないので、事業費決定の根拠が希薄という状態ですが、どのように認識していますか、という問い合わせに対して、どういう処理をしたのか、はっきり分かりませんが、変更があったことは聞いています、という内容でした。それから1枚紙のほう開けていただきたいんですが、そのあと理事会でご協議いただいて、再質問を行なっております。その要約でございますけれども、通帳や印鑑等の事務処理に関して、知らなかつたということですが、理事長として誰かに管理を任せたということですか、という問い合わせに対して、質問の内容がよく分かりません。文書管理のことですか、と問い合わせまして、そうです、と答えたところ、決裁は上がってくるが、後の処理は全部任せしておりました、という回答でございました。通帳及び印鑑等の管理についてもですかと、ついてもですかというさらに追加の質問ですが、そうです、という回答でした。[REDACTED]の件ですが、理事会の手続きを経ていないということは、理事長の責任において工事契約を行なったというように理解してもよろしいですか、という問い合わせに対して、理事会を開くチャンス、事後承諾の

タイミングを完全に見失ったということです。最終的には理事長の責任になるのかな、理事長として責任を取ることになるのかな、と思っています、と回答しました。それから[REDACTED]への土地売買の単価について、百点満点ではないが2万5千円になったということを理事会に報告されていますか、という問い合わせに対して、この売買については、理事会で十分話をして了解を得ております。百点満点ではないので、これくらいの単価で全体を買ってくれるのであれば良いのではないかと、お願ひをして了解を得た、ということでございます。若干録音の関係から部分的に聞き取れない事項はございましたが、要約したらこの3行のようになります。それから最後、[REDACTED]氏と締結した物件移転補償契約の説明で、私としても気になったことがあったと説明がありましたが、それはなんですか、という問い合わせに対して、初步的な処理の方法として、百点満点では当然ない。その点については不徳の致すところかなという感じがしたので、そういうニュアンスを申し上げたということです、ということですが、アンダーラインの箇所についてはですね、録音の関係で聞き取りがなかなかできておりませんので、前後の文脈から推定してこういう形にして致すところというのがありました。それだと前は不徳かなということとしております。それと今日ですね、もう1件、参考資料として、平成16年第1回高瀬町土地開発公社理事会会議録抜粋、これ第1回ということですから、カッコ暦年かなということでクエスチョン付けてますけど、これは平成16年1月13日と推定されると。これはなぜかというと、録音中にですね直島の火災に関する話が出てきて、こなん風のよう吹く日に火がついたら事じやわの、というような会話が出てきていますので、そういうふうに、直島の火災の日ということで、13日出火14日鎮火ということですから、13日と推定されるということですが、若干整理してみましたが、これは机のひきだしの奥にテープレコーダーのテープがございまして、これなんじやろかいと思って調べよったら録音されとんで、聞つきよったらこういうことがでてきたんで、これ全部打ち出せということで、今日打ち出したものも手元にお届けしております。これが全文でございますが、要約版でご説明申し上げますとですね、3ページの14行目に、時の担当者が、売買単価もほぼ合意に達しておりますし、是非誘致にこぎつけたいと考えております、と話している。これはあの[REDACTED]の件でございます。4ページ27行目からなんですが、単価が合意に達したというんですが、何ばの単価で合意になつたるか、もう少し詳しい説明はできんのですか、という問い合わせに対して、4ページ最後の行から5ページ頭の部分にかけてですね、全部12993m²を買っていただけるのならという条件ですが、最高で3万5千円ということで話を詰めております、3万5千円以下という意味ですね、これは。それから次に、7ページの5行目から、早く手続き段取りをして理事長中心にやってください、という話に対して、白井理事長7ページの25行目からですね、ただ、私が一番心配しとるのは、一番下については造成前にいろんなものを埋めております。極端に言うたら、町としても若干弱い立場の土地という、そのあたりの兼ね合いも考えて誘致をせないかんということで、今回踏ん切りをつけたという形です、と説明をしております。それから8ページの3行目からは、地盤が軟弱で、耐震性が、下が何が埋まつたるか、下まで杭打ちするとかそういう工法でやるんですか、という問い合わせに対して、白井理事長8ページの14行目からですね、今心配されとるこ

につきましては、うちもちゃんと裸になりましたして、事業説明はして、生き地へ配置はしていますし、もしやる場合には、向こう杭打ちを全部すると。十何メーターあります今まで言っていますので、それを承知でたぶん買うという形まで行っていますので、と説明をしております。次に8ページの18行目で、説明しとると聞いたら、理事長がですね、その同19行目から、はい説明しています。弱いところは色分けして、ここが埋め立てですと言っています。タンクの配置は生き地の方へしとるなという形で担当に確認して、担当のほうから回答を得ております。次のページですが、再び8ページの24行目から、地盤改良してやりますということは言っていましたという話です。次にあの当時はダイオキシンいわなんだというやりとりが続きましてですね、ダイオキシン問題いうたら水の問題やけんなということに対して、水は調べてそこまでは出てなかつたと思うんやけどということで理事長答えて、下流は調査しとんじやろという質問があつたんですが、9ページ8行目からですね、ちょっと違う内容で、[REDACTED]の創業に関して出るダイオキシンのことで説明をしとるようですが、納得されたような感じなんですね。この頃の杭打ちは中学校の説明のように掘り出さんと中で埋めてしまうけんわからんわということで、その下も、掘り出したら見事に無理があるというような内容でやられると。この要約でなにが大事なかいいうとですね、[REDACTED]へは言うとらんという説明もされとんですが、これがですね、単なる資料ですから、信憑性のうんぬんの問題ありますけど、肉声でとらえてますんでね、[REDACTED]承知しとるんじややないんかなという意味が若干見てとれるんで、これはもう理事会のほうでどういうふうに扱うかはご決定いただいたらええということで、理事長あの、最初の報告事項は以上なんです、はい。

議長：いずれも皆さん同席で言ったことで、大急ぎで作った膨大なこのテープお越しであります。分からぬこと等もあるようでありましたが、概ね前任理事長が言われたことについては、しっかりとらまえとるというように思えますが、なお、ご記憶なりご認識されるところ等があつて、ありましたらご指摘をいただきたいと思います。

それでは、協議第1号という形で、特別監査報告に基づく今後の方針検討につきまして、協議を申し上げます。それでは最初に、先ほど冒頭にご挨拶でも申し上げましたように、[REDACTED]、[REDACTED]弁護士を市として顧問弁護士をお願いしておりますが、それについてご協議申し上げた、今日現在での[REDACTED]弁護士からのご指摘等についてご指導の動きがございましたので、そういうことについて ご報告をいたさせますので、よろしくお願ひします。

事務局：議案書の9ページ開いていただけたらと思うんですが、ただいま理事長が申し上げましたように、今まででは事実関係の確認に対してひたすら取り組んでまいりました。そしてその事実、監査報告も入れてですね、その事実に対して監査報告が出され、当理事会でこれをどのように受け止めていくのかいう形なんですが、ひとつどうしても法律関係についてはおさえをしておかなければならないということで、市の顧問弁護士[REDACTED]さんに相談を行ないました。[REDACTED]弁護士の着眼点は、電話でお聞きしただけですが、弁護士特有の言い回しで申されますのであれなんですが、市民に対する説明責任の部分は、法的にはあまり問題ではないんだと。むしろ法律の上での着眼点は、土地開発公社の会計処理において穴ができていると、この穴埋めをどうするのかと、

つまり、誰が埋めるかと、ここが法律上の問題なんですねと。ですから、それをもって市民に対して説明を申し上げて、13億なにがしの特別損失うんぬんの話は、法律上はあまり関係のないことということなんですが、膨大な資料がございますので、今後この件をきっちり対処対応していくためには、[REDACTED]弁護士をわが方の弁護士として、きっちりお願いをして、その上で原本をですね、書類の原本、あるいは書類のすべてを見ていただいて、問題を改めて法律的に検証していただくという作業を行なわなければならぬが、膨大な事務になるというような話でございましたが、プラス、やはりこれは会計処理において生まれた穴ということで、弁護士は行政関係に非常に深い知識をお持ちなんですが、専門の会計士も入れる必要があるんじやないかと、そして両面からですね精査してこの問題を明らかにしていくという作業が、どうしても次の段階では必要ですねというようなお話でございました。したがいまして、当理事会で今後この問題を法律問題として捉えていくのであれば、もう外に出していくということですから、いままでは事実の確認で内々に調べておったということでございますので、その辺ふまえてご議論あるいは方向付けをお願いする必要があるということでございます。それから2点目はですね、やはりこれ今日はもう9月25日で事実関係の確認については内部調査の段階でのものはやってきたし、特別監査も行なわれて意見もいただいたということの中でですね、当理事会としてですね、市長あるいは議会等についてですね、どう説明をしていくのか、中間報告がいるのか、いるのであれば不確定要素のあることはですね報告には出せませんので、なにをどれだけどうするのかということで、その方向付けをご議論ご検討願いたいということと、あわせてですね、膨大な情報ですね、我々の目の前にもう、コピーあるいは議案書として出てきておりますので、この管理についてですね、徹底していただく必要もあると、当然これから先法律問題に入りますと、けい訴中の問題は非常に微妙な問題ですね、我々が簡単に取り扱うとけい訴自身にですね影響を与えてしうこともありますので、特に厳重に取り扱う必要があるということで、第一点目は協議として法律関係、今後どうしましょうかということ、それから、説明責任を果たすということについてどうしましょうかという2点でございます。理事長、以上です。

議長：申し上げている、かみくだいて申し上げるとですね、平たくいえば、我々は公拠法の設立団体の長、市長が、公拠法の規定、確かに19条だったと思うんですが、規定に基づいて監督及び検査をするとなると、で、その結果に基づいて今申し上げた監督、命令ができるということで、その規定でもって事実をしっかりと整理ができ、整理したうえで責任者と賠償の指示ができると、こういうふうに理解をしておったところなんですが、この公拠法の規定で申し上げると、設立団体の長が行なえる監督はですね、現の我々任命した理事にしか監督できないというのが公拠法の所管部局の行政実例としての回答であります。そういう意味で、前の理事会前の理事にですね、法の効果を、公拠法の法の効果を及ぼすことができないというふうな指導がありましたので、そういうことから見るとですね、我々が今あずっているのは、非常に肝心ところで、きっちりですね、全ての諸帳簿が、あるいはいろんなことが、きっちりドキュメントされておれば、もうゆうまでもなく、監事さんの徳永先生の福田先生の見事な特別監査していただくべきことなんですけれども、いずれにしても、一般的な我々

の一般的な理事の機能でもってやるとしても、肝心なところで書類がないという限界、だから、市長が行ないます命令は、任命した理事会にしか命令できない監督できないということと、それでも当理事会の機能を果たそうと思うと、肝心なところで書類がないというようなこともあるて、一般的な機能の中で損害額を確定しその責任者を明確にし、そして、責任を果たさせるというようなことを、当理事会がやるということについては、いまゆう権能と実態、事実において非常に制約されたものがあるというので、先般来ご説明申し上げた。そういうことについて、当顧問の[REDACTED]弁護士からは、それはもう一般的な行為では無理だろうということで、まさに専門家でもって、外部の者が詳細に専門の機能をもってやるしかないのではというようなことが、今般の法律事務所からのご指摘ということになります。ここまでについてまずご質問がありましたら、詳細にお答え申し上げたいと思います。

そしたらもう一度、前回の理事会の中のご議論がありました、前の理事及び前の理事会の責任をどのようにして問うていくのか、そういうのが大きな前回の理事会の中で大きな課題に、ご議論になりましたが、それは今の設立団体の長の持たされどる監督では非常に難しい、それ問うのは難しいというのが、今我々がもつとる答えです。そこはいかがでしょうか。もう一度、前の理事会に監督が及ばない、今の設立団体の長、市長は、こういうことです。

坂口理事：中身を究明するゆうたら、方法はここにある専門の会計士入れて問題を提起する、その次はどうなるん。

議長：問題が提起されて法律上のまさに違法違反行為があるということが、法律の専門家からのご報告いただけましたら、その上に法の手続きによりまして、次の、すなわち必要であれば告訴あるいは告発をする、ということになります。

坂口理事：それにはどのくらいの時間がかかるんですか。これをその方法でやるとしたら。

議長：事務局ありますか。

事務局：あの、弁護士と電話で話したのではですね、理事会にお出したあのぶ厚いコピー全部持って行ったんです。全部原本確認さしてくれと、コピーでは軽々にものが、立場上言えませんよね。それと会計士を入れてひとつひとつ会計というスタンスからどう問題があった、そして、法律的にはどうなんだということをクロスさせて検証したいということですから、坂口理事、期間がいかほどかかるかという問題については、ちょっと明快にお答えにくいんですが。法律の弁護士あるいは会計士が専門にあたっていくということですから、すぐには。

議長：今そのことだけで申し上げるとですね、今特別監査していただいたの、大きく分けて3つにグループ分けいたしました。1つは[REDACTED]のいわゆる[REDACTED]へ払ってきた土地開発公社が支払ってきた問題、それと[REDACTED]に契約書を作つて現金で支払つた問題、そして、全く諸書類の整わないいわゆる現金払いの問題、大きくは3つをもつて今法律相談にかけられております。それをみて、ゆうてみたら専門的な法律の知識、あるいは会計、公認会計士のもつとる多くの知識で、しかも原本現物でもつて、まさにきっちり積み上げていかなきやということなんですが、その時間の中でですね、今申し上げたように、3つに限定して法律事務所あるいは公認会計事務所から[REDACTED]事

務所で集約してご意見いただけたことだけで終わるのか、あるいは我々が最初にはここまで想定ができておらんかったんですけど、やっぱり文書類がないという中で、さらに多くのそれを乗り越えていく中で、諸調査を始めていく中において、この3つに上回って新たにさらなる事案が出てくる可能性があるとすればですね、更なる時間がいるということになりますので、実はこの理事会でご協議申し上げたいことの実はひとつでもあるんですが、外部のまさに専門機関の調査を依頼するということになれば、今我々がもっている特別監査をお願いした、想定しているもの以上のところに事が発展する可能性があるというようなことについて、当理事会がどういうふうな判断をしていけばいいのだろうかということについても、この理事会でご協議申し上げたいことのひとつです。可能性の中には2つあります。1つは3つの項目以外に広がる可能性があるということ、もう1つは、先ほど言いましたように、告訴告発等も含めてですね、理事会、市の判断越えて司直による判断に委ねるというそういうところへ場面が移るという可能性、という2つがあろうというふうに思います。そこらについて、理事会のご意見を受けたいのが、この理事会の本日のメインかなと思っております。

眞鍋理事：この理事会では効力がないと、この理事会では前の高瀬の開発公社の問題に関して解明するにあたる効力がないということですか。

議長：基本的に申し上げると、公拡法のもっている、設立団体の長がもっている監督機能ですね、これが及ぶのが任命した我々までやということなんで、過去の理事会過去の理事に、いわゆる法律上の措置を求めるることは、一般事項ではできないということありますので、違法な行為である、明らかに損害があるというようなことを明確に当理事会がやりとげれば、それに基づいてそれをどうするかという、他の法律、民法とか刑法とか、そういうような手続きでやるということはありますよ。公拡法の中からは、前の理事会にですね責任を問うということについては個別にはできない。ただですね、大枠で申し上げると、この我々は前の団体の行為をどう引継ぐのかというときに、会計の引継ぎ事業の引継ぎというときに、不十分なままで引継ぎができないということで、引継ぎを拒むという手続きは、形式的には残っておるようには思うんです。ただ、全然実効性がないですよね。前の分は半端やから引き継がんとゆうたって、前のものになにの実効性がないということにはなりますが、それについては検討してみたんですが、どうもあまりにも実効性がなさすぎて事業引き継がないなんてゆうて、できるのは、我々にとったら理事の任命を拒むということにしかならないかと思います。

眞鍋理事：僕も最初にこの問題が出たときに、清水理事長は高瀬の白井理事長に弁償せよという発言があったと思うんですが、白井理事長は弁償もせないかんのかない発言があったというふうにここで報告がありました。しかし、この理事会でそういう効力がないであつたら、この理事会の態度決定として、賠償までもつていく必要があるのかどうかを確認せないかん。なお、この弁護士に頼んでこの問題を提訴したら、そこまでの話で踏み入ったことは聞いてないと思うんですが、賠償の責任の可能性があるかまでは聞いてないんでしょ。

事務局：今日はそこまでは

眞鍋理事：もし、弁護士に外部からこの責任を追及したら、期間は何年かかるかも分からんし、どういう判断になるかも分からんし、これ未定ですわな。しかしながら、今の三豊市の開発公社の中での態度決定は弁償せいということでしょ。その態度決定があるんだったら、これをこの場で解明できんのだったら、広く知らしめて道義的にでも解決する必要が私はあるじゃないかと思ってます。

議長：実務的にさらにちょっと申し上げると、法律事務所での相談がありますと、公認会計士会等に基づいて標準的な料金表をお持ちで、相当な、着手金がいるかどうか分かりませんが、相当な経費が発生します。また後に裁判までの代理人お願ひするというのは相当なものだと思うのですが、その行為が三豊市土地開発公社理事会の行為の代理としてするのか、設立団体の長たる三豊市のいわゆる監督権限に基づく、それの補助するものの行為として法律事務所にこの旨お願ひするかという、ここを整理をしておかなければいけないところです。だから、そうした後に発生する多くのその経費が、新たなる原因者に賠償請求していくという形で、三豊市土地開発公社の経費の処理としてやるのか、そこを整理することが、すなわちこの事案をどうとらまえていくかにつながっていくような気がいたします。

眞鍋理事：白川部長へお尋ねしたいんやけど、三豊市として顧問弁護士はいるんでしょうか。

白川理事：顧問弁護士、今おっしゃっていた、■さんがいます。

眞鍋理事：その、今まで、もしいるんだったら、各合併する前の町でもあったように顧問弁護士を雇えば、年間いくらでゆうて設定して、どういう事案があろうがその金額を超えないという範囲内で弁護士の全部しまいをつけるというのがあったと思うんですが、まあよその町は知りませんよ、そういう枠があるんであれば、市の顧問弁護士をこれに充ててそれに対処してもらえば予算の枠を越えないというのができるんじゃないですか、それ1点お聞きします。

白川理事：はい、顧問弁護士■先生と契約を結んでいるんですが、顧問弁護士の顧問料については、一般的なご相談に対するもので考えておりますので、今出りますよう1件ごとの案件については、個々に契約を結ぶ必要があるというふうには考えます。

眞鍋理事：ああなるほど。そういう契約になっとん。

議長：今回の事案は、特別なケースのものだということ。だから、行政実務として一般的な法律を出すんじゃなくって、いわゆるなんと申し上げたらよろしいんでしょうか、一般的な特別な事案ということになる可能性のところがある。

眞鍋理事：私は解釈としては、三豊市が被った損害の一部として、開発公社の問題があると。この親母体は市なんですよ。

議長：考え方としては、こういう考え方が公拠法の精神だと。

眞鍋理事：そうでしょ。

議長：はい。

眞鍋理事：それだったら、その市の弁護士を準備して、そういう契約がどういうなっとんか分かりませんが、そういう対応するんが上等じゃないかと思うんですけど。

議長：ちょっと事務的に、これはどっちがかかえる、どっちがかかえる法律相談になる

んかな。ちょっと俺がいよること。

事務局：そうですね。私どもは土地開発公社ですけど、まさに理事長が申しましたように、市の依頼に基づく管理監督下にある団体ということで、市の顧問弁護士にまずは初步的な行政相談をお願いしたらということですから、白川理事が申されましたように、1件としての事案として立ち上がるのであれば、そら契約は必要ということでしょうかね。

金丸理事：今そういう顧問料とかお金の話が出ておりますけども、これはどつかできちつとしとかないと、私たち理事会が責任を負わないかんときが来るかも分かりません。というのが、今から起きるかも分からぬ問題もこのあとにあるというような発言もありましたけども、公告問題、土壤の問題、これがまさにまだ県のほうの査定がどうなっておるのか分かりませんけど、そういう責任を明確にしないと、議会のほうも納得ができないだろうし、説明早くしろというような意見も議員から出ておりまし、そういう意味からでも、この専門会計士を呼びますと、高くついてでも解決をしどないと、あとあと問題になってるんではなかろうかと。

議長：この問題の出てきて、今我々の特別監査もお願いしてご報告いただいたことの事案に対する第一義的な当事者をどこに置くかということの議論をぜひ整理をさしてもらいたいと思うんですが、当然あの、特別監査のご報告をいただいてそれを報告を受ける理事会としてうけたまわりましたということであって、うけたまわりましたというのが、そのまま理事会の懸案事項として残って、理事会がその全ての処理をするいうような立場に立つか、それがいわゆる与えられた損害その責任、そして、責任を果たすべきことに対しての指示、指示はそれはお願い、任意のお願いであったり法律の命令であったりといろいろでてきますけど、そういうようなことを考えていく場合に、理事会の機能に及ばないというようなことであれば、それは設立団体の長に事案を報告をして、設立団体の長の監督の職務において三豊市土地開発公社が持っているこの事案をですね、法の手続きでこれを処理する、そういうようなことにすることが最もレギュラーな仕組みなんかどうかということで、今非常に懸念・ちょっと躊躇していることがあります。ただ、なにかと言うたら、基本的にはですね、今金丸先生の理事の発言にありましたように、与えられた我々の任務としてこの問題をしっかりと解決するために、どこまで理事会が機能ができるだろうかというところも、やっぱり外部から見た場合の見方もあるかと思いますし、あの市長側から申し上げるとですね、ここはぜひ理事会としてもその考え方についてこの事案の処理の仕方について、理事会としての意見をぜひまとめていただきたいというところも、設立団体側からのご意思はあるのでないかなというふうに思ってますので。どっちが経費のほうをもつんだろうか、ちょっとそれの整理によって違ってくるわな。

事務局：そうですね。

大西理事：ちょっとかまいませんか。誰が損害を被ったかというのが、これは法律論になるんで僕らが非常に分からんところがあるんですけど、例えばその人が特別背任をして、それで損害を与えたという場合に、今の現在の我々の開発公社に損害を与えたのか、それとも前のひとつ前のときのに損害を与えたのか、それによって今の我々は前のしたことに対して責任追及言うんですかね、そんなんが先ほどの場合はできないと

いうような感覚で僕は聞いたんですけども。理事さんを呼んでくるとかそういう分に対して、権限はないというふうに聞いたんですけども。

高木理事：今助役さんが説明したのが、市長の管理監督権限からしてないと。

大西理事：うちの理事会。

高木理事：そうそう、それはまだ解明されてない。

大西理事：まだしていない。

高木理事：うん。この理事会と前の理事会との関係

大西理事：関係ね。それと、市長がするんであれば、その管理監督責任としてねやるんであれば、当然選挙以降については今の市長が権限もって、31日までは今の市長が当然監督責任があるんやから、市長の権限でもってそちらを告発するとか、いろいろな方法あるんちゃう。これは非常に法律問題になるきん、この場所で。

高木理事：助役さんが話聞いとる市長の管理監督権限がいう話になると、現市長は4月1日以降の理事について任命しとる。

大西理事：任命しとるでしょう。

高木理事：職務執行者や、1月から3月31日まで、任命しとん。

大西理事：そうか、職務執行者。2月に選挙終わったけど職務執行者が3月31日までの理事については職務執行者が任命しとると。

高木理事：今議論がきちっとなってないので、現理事会と前理事会の関係、それははっきりしてない。

大西理事：その関係なんですよ。その、この土地開発公社が告発するだけの権限が与えられるかどうか。

議長：そこだけつまみ食いしていようと、公社も法人ですから、そら全ての人格があるんだから、法律上の権能があるから、告発でも告訴でもできるいうふうに言えるんだけど、その我々がこの不十分な執行体制の中で、どれが被害であってその責任者は誰で、どこに責任があったの、責任を負うべきはどこにあるのかというところを、この理事会がすべてを決めるということには難しいだろうということで、まさに監督権のある設立団体の長にさすべきではないかということが今話をしてるんだけど、監督者である市長ができるのが、まずこの理事会にしか及ばない、そういうことになると、結局今我々の机の上に並んでいるこの書類から出れないということになるということをおっしゃりたい。

坂口理事：ちょっといいですか、確認やけど、それやたら、決算は17年度の決算は、今出てきたわな、決算の承認は要は理事は要はこの三豊市長が任命した監査やからな。それはもう、持ってきたって突き返したらええんですか。

議長：その辺もポイントになると思うんです。傷がある商品をですな、我々は抱けないというようなのは少なくとも現執行部になかったらおかしいですわな。

坂口理事：それと、開発公社の債務は38億6千万ある。その中身の今度一部の監査じやわな、その中の。で、この決裁は決算は、うちがこの皆さんが役員任命された役員として、これだけの問題が出てきて開発公社も、なに、そのゆうたら、職務をなにしたその、人の権限がない、だったら、なんのために議論しよんかいうことになる、はつきり言って。なんのために監査をされたのか。で監査が監査員さんがこれだけくれ

てしてくれたものが、いいやら悪いやら、中身がどうかゆうたら、おかしいやないか。いいやら悪いやらいう中身でないやろ。これもうやること決まつとるやない、これ。こなんことで議論しようって、それやったらもうきれいに司法へ出したらええんや、早ようだしたらええんや。そうやなかつたら、手が回らんようになるなと思う。もうみんな同罪になるよ。見て見んふりしようて。俺一番に辞めさしてもらう、こなんラチあかん。外から攻めるで、今度は。おかしいやろ。

議長：狭い形のとこだけゆうてちょっと問題になつとる。ただ、これから世界はシビアなものになるということの、まあ事を申し上げているんですが。

坂口理事：どういうことになるか、真相を解明する以外にこれは方法がない。

議長：それはもう、言うまでもないと思いますので。

金丸理事：結局説明責任を明確にするためには、そういう手続きをして手順を踏まないと、いいかげんな想像で理事会でこうなったというような説明責任では、住民の皆さんが納得せんと思うんです。というのは、もうかなり大きいうわさになつますから。きちんと法律で調べたところ首はなかつたといふんであればそれでいい。

議長：ちょっと申し添えしますが、法律事務所等専門の機関、外部の専門の機関に調査をお願いするという状況については、避けられないものがあるというふうな認識が、この理事会の役員会の中の共有されたもんである、こういうふうに理解をさせてもらつてよろしいでしょうか。

徳永監事：先ほどからのご意見を聞かせさせていただいて、もうはっきりしておることは現理事会、それから三豊市には、合併前の公社が行なつた行為については強制力のある処分というのは行えないといふことであればですね、法的な手段へ進まざるを得ないと、それがこの三豊市開発公社が当事者になるのか、三豊市がするのかは、これから検討するとしてですね、そうしないと坂口理事がおっしゃつたように現、今の理事会の今度は責任を問われかねないと、今の理事会としては強制力がある行動が取れないのであれば、法的な手段へ行って、勝つか負けるかはそれはわかりませんけど、負けたら負けたでそれはやるべきことはやつたということになるんじゃないでしょうかね、そのように感じます。

議長：今、非常に集約されたご発言をいただいたと思います。まさにそこにあると思います。そしたらそういう考え方で、大方の意見という形で共有させていただきたいと思うんですが。

眞鍋理事：議長一言言わしてもらうんやけど、要は早急にやってほしい。で、我々も任期ありますよ。任期があるけど、これがもう少しすると住民監査請求、またはあの住民からの賠償の責任になつたら、今世間でいわゆる貸し方、借り方の責任があつて、前の高瀬町の理事にはあの責任の問題、またここの責任の問題で、今、現在の立場の理事が責任問われるんだつたら、ああ理事になる人は誰もおらん。で早急にやって、この問題を提案する義務は私は今の理事にあると思います。

議長：あの、これ一つの想定として、申し上げているんで。その事案になると原下工業団地21億円余のですね、借入金で構成されると土地がですね、この処分が極めて厳しくなるという想定をするということになります。それでそれは今までなく市民へ説明責任という重大なことでありながら、説明責任を果たすことによって、ますます

その損失額が拡大し、固定化するという非常に悪い方向に固まつていまうという。

眞鍋理事：しょうがない

議長：それは当理事会として、覚悟ということでありうるということになるわけですね。

眞鍋理事：で、この場において臭いもんに蓋をせんかいう話が出るんやったら、私いっぺん帰ってきて辞表を書きます。

議長：わかりました。そしたら、もう一度申し上げますけど、あのご意思、理事会として、まさにあの徳永先生が要約してもらったあの言葉の中に、ほとんど要約されていると思いますし、また理事会がなすべき位置は何かというと今、眞鍋理事の言葉の中に全員に共有するものだというふうに思いますので、そこで整理をして、理事者、設立団体の長に、三豊市土地開発公社の意思として正確にお伝えし、この監督指導を待ちたいという形にしたいと思います。で、いずれにしても、その理事会の果たすべき、任務を果たす時には、タイムリーにスピードリーに効果的にやってもらわないといかん、ということについても理事会としてしっかり意見として申し上げることにしたいと思います。その中で理事会がその自らの主体的に解明する、すなわちそれは外部の意見を法律の相談を受けるべき、理事会の経費、理事会の事業の中でやるようになるのか、設置者たる市の行為としてやるようになるのかについては、ちょっとすみませんが、法律上の制度がありますので、調整させていただくということでお願いをしたいと思います。そしたらこれはこれで集約をしたいと思います。

高木理事：議長。先ほどこの案件の中で、丸戸課長の方から情報管理の徹底についていうことと中間報告についての二点でお願いしたんですけど、現理事会においては、いろいろと途中経過の資料等もだいぶ事務方が確認すれば良いものもコピー等でお出ししますので、理事さんも徹底してください。

議長：そしたら今お聞きのように、これからはいわゆる法律上の外部もということに可能性が高まつきましたし、さらに可能性が高まった法律上のですね措置をするという可能性も極めて高まりましたので、非常に申し訳ない言い方をするんですが、我々はこの理事会の理事の職務として、今日以降の配布されました資料の取り扱いについては厳格にお願いするということでおろしくお願い申し上げたいと思います。それも理事会の確認事項として決定をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。それでは次に行ってください。2号の土壤汚染問題について事務局より説明いただきます。

事務局：議案書の最後のページ、11ページでございます。お手元のほうに一枚紙でですね、土壤汚染対策法に基づくフロー案とカッコ案というのが配られて協議第2号、先般16日のですね、理事会でフロー、県からきたフローをお付けしたんですが、ちょっとと今日、急きよ県から連絡がありまして、若干修正をさせていただきたいということで、送り直してきております。内容的にですね比較検討をしてみたところですね、従前、県が地下水等周辺公共用水域の水質調査等実施というて太に囲んだったんですが、そこをですね、のいります。のいります。

下の矢印で無発動ということと、命令が出てくる二つのラインがあるんですが、無発動のところではですね、公共用水域の監視等検討という再議のところですね、監視等の検討ということになつとんですが、従前はですね事業者の自主調査等の実施を検討

ということになつたんですが、監視等を検討と、わかりにくいんですが、監視を検討するということでしょうかね。決まってないということでしょうか。左側の発動される土壤汚染対策法に基づく命令が出されるということになりますとですね、従前はですね指定区域の指定汚染の除去等の措置ということがあったんですが、土壤汚染対策法第4条に基づく調査命令が出た場合については県知事から土地所有者に対して出ますよと。土地所有者等による土壤汚染状況調査および都道府県知事への結果報告というのがあって、その上で基準超過があった場合には、指定区域を指定して、措置命令が県知事から土地所有者に対して出されてくるというようなことでフローが若干少し修正になっております。それから相手がですね、誰かということもこれ明快にしておりまして、従前はですね書いてなかつたんですが、点線カッコの下側の点線カッコの中の上のほうに、土地造成者というのがでてきております。ですからこれは所有者、あるいは造成者、非常に微妙なところですが、まだ決めきっておりません。そういう意味でこの若干修正になったフロー図をみておいていただきたいということで、県の方からはですね、このフローに基づいて三豊市と正式にスケジュール等を調整したいので後日改めて連絡をいたしますという電話での連絡があつております。それが土壤汚染対策法第に基づく動きであります。それと今日ですね、理事会にお付けしたのはですね、しからばですね三豊市土地開発公社としてですね、あるいは三豊市として関係住民に対してどうなんだろうということはひとつ議論をしていただいておつてまあ県の指導を待たんかということであれば、それはそれとしていいし、具体的にスケジュール調整してしたらなかなかぞ、ということであれば、じやあ中間的な措置として何なのかという話なんですが、まあ現状をですね、あくまでも、よく把握するということの意味で任意による水質検査等はいかがでしようかと。(1)で実施の管理するかしないか、まあやつとこうよということになるんであれば、実施の方法、あるいは実施の時期、そして得られたデータを関係者に対してどう取り扱うかということが出てこようかと思われますが、先般、助役の方で動いていただきまして、西讃保健事務所の担当官、専門官の方に来ていただきまして、いろいろとご指導いただきましたが、本当に重金属とかそういうものが含まれておるもの調査をやるんであれば、51項目にわたる水質調査をやるということで、これはあの水道局長おいでてますが、水道の方も厳密にそれをやつとるんじやないかと思うんですが、それをですね、実際やるとなると1箇所あたり十数万いうような費用がかかるそうです。それから単なる水質BODとかCODとか、そういうものだと一万何千円とか極端に変わってきます、10分の1、10倍とかという世界の話のようです。それでもですね、任意に当公社として県のほうの指導が時間がかかる、あるいはいずれにしても一回やっておこうと、現状調査のためにといふんであれば、そういうような世界のような話でございます。議長、以上です。

議長：おおかたあの専門の、こういう事案に土壤汚染に関わってきたものの現代の状況のなかですね、予備的な意見を議論させてみると汚染、水質汚染の可能性は高いという想定であります。ですから県からのいろいろとあの土壤汚染対策法からのスケジュールが入ってきますが 今申し上げておるのは、行政の動きはそういうことでありますので、わが土地開発公社は、あの土地を所有、監督管理している立場において、

県のプログラムの前で、この水質調査をやるということをお認めいただきたいとともに、これにかかる経費につきましても今事業計画の中にありませんが、当然それにかかる予算、事業費についても土地開発公社の事業としてやるということについてお認めていただければ、県のプログラムの前でやってみたいということあります。そしたら県のプログラムの前でその、しかし、それをはじめるとまた、けっこう地元の混乱要因ができますので、非常にそれはそれでリスクがあるのですが、しかしこれはもう肅々とですね、やるという決断をですね、われわれは肅々ですが、試験管持つていろいろと行くとまた地元の皆さんにいろいろな話題を出すということになるので、そういう意味のリスクがあるのですが、しかし肅々と土地開発公社の事業としてやることでお認めいただければ、さっそく手配に入りたい。そしたら理事会のお許しをいただいて 県のプログラムの前に三豊市土地開発公社として原下工業団地の造成地にかかる土壤汚染対策の一環として精度の高い水質調査を実施すると、その事業とそしてかかる予算については後日、理事長の専決でやらしていただいて、後日理事会でご承認たまわるということで、ご協議ご確認いただいたということでしたいと思います。ありがとうございました。

事務局：おつかれさまでした。



署名理事

金丸 兼也 (金丸)

署名理事

白川 清秀 (白川)